

令和3年 第8回（12月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民委員会 委員長報告】

議案第60号及び議案第61号の2件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第60号 筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、国外に居住する親族に係る扶養控除対象範囲の見直しへの対応及びセルフメディケーション税制の適用期限の延長を行うため、条例の一部を改正するものです。

委員会では、扶養控除対象範囲の見直しが必要となった理由は、との質疑があり、執行部からは、国外に居住する扶養親族の所得判定が、国内で発生した所得のみで行われていることから、扶養控除の要件を厳格化する必要があったためである、との答弁がありました。

また、一委員から、本市のセルフメディケーション税制の利用状況は、との質疑があり、執行部からは、令和2年度の利用人数は15人で、控除金額は37万7千円である、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第61号 筑紫野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額が40万4千円から40万8千円に変更されるため、条例の一部を改正するものです。

委員会では、産科医療補償制度の保険料掛金を減額した要因は、との質疑があり、執行部からは、同制度の創設当初からの掛金の余剰金があり、これを充当することで掛金を下げても十分に賄えるためである、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和3年 第8回（12月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民委員会 委員長報告】

議案第65号から議案第67号までの3件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第65号 令和3年度筑紫野市一般会計補正予算(第8号)』の件について、ご報告いたします。

本件の歳出予算の主な内容は、介護給付等事業として2億8,934万5千円、児童福祉施設整備事業として750万円、感染症対策継続支援事業として9,700万円などを増額し、歳入予算として、生活保護費負担金1億1,363万5千円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億1,775万8千円の増額などをするものであり、歳入歳出それぞれ8億4,761万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ350億3,803万1千円とするものです。

委員会では、小中学校 ICT 環境整備事業において、タブレットの追加購入台数に、故障時等の予備端末は含まれているのか、との質疑があり、執行部からは、今後の児童生徒数の増加や不具合などが発生した場合を想定した台数となっている、との答弁がありました。

また、一委員から、ふるさと応援寄附金納付促進事業において、運搬料や発送委託料減の理由は、との質疑があり、執行部からは、返礼品の発送のやり方を変えており、現状に合わせて予算を組みなおしているものである、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第66号 令和3年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）』の件について、ご報告いたします。

本件の主な内容は、歳出については、職員給与費として842万6千円の増額など、歳入については、一般被保険者第三者納付金91万6千円の増額などをするものであり、歳入歳出それぞれ950万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ99億5,635万9千円とするものです。

委員会では、マイナンバーカードの保険証としての申し込み状況は、との質疑があり、執行部からは、令和3年10月末で国民健康保険被保険者のうち、1,700人から申し込みがあった、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第67号 令和3年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）』の件について、ご報告いたします。

本件の主な内容は、令和2年度決算において繰越金が確定したことにより、住宅新築資金等公債償還積立金を増額するものであり、歳入歳出それぞれ1,780万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,145万5千円とするものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり

り可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和3年 第8回（12月） 筑紫野市議会定例会
【総務市民委員会 委員長報告】

議案第73号及び議案第74号の2件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第73号 令和3年度筑紫野市一般会計補正予算(第9号)』の件について、ご報告いたします。

本件の歳出予算の内容は、子育て世帯への臨時特別先行給付金支給事業として9億418万円増額し、歳入予算として、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金を同額増額するものです。

委員会では、システム構築業務委託の内容は、との質疑があり、執行部からは、既存の児童手当システムの基準日変更等のシステム改修を行うものである、との答弁がありました。

また、一委員から、支給対象者が約1万8,000人とのことだが、算出根拠は、との質疑があり、執行部からは、本市の18歳以下の人口約1万9,400人の9割と、令和4年3月末までに出生するであろう約500人を支給対象と見込み算出している、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第74号 令和3年度筑紫野市一般会計補正予算(第10号)』の件について、ご報告いたします。

本件の歳出予算の内容は、子育て世帯への臨時特別先行給付金支給

事業として9億円増額し、歳入予算として、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金を同額増額するものです。

委員会では、支給時期はいつ頃になるのか、との質疑があり、執行部からは、児童手当を受給している0歳から中学生までと、児童手当を受給している兄弟姉妹がいる高校生世代については12月24日の支給を目指している、その他の対象者については、申請が必要となるが、手続き方法等が決まり次第、お知らせし、速やかに支給したい、との答弁がありました。

また、一委員から、周知方法は、との質疑があり、執行部からは、児童手当受給者など、対象者となることが判明している方には、個別にお知らせする予定であり、併せて、ホームページ、広報紙をはじめとした、情報発信手段を活用して可能な限り広く、分かりやすく周知したい、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。